

評議員・理事・監事の費用弁償に関する規程

施行日 平茂28年11月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会の定款第9条並びに第23条に基づき、評議員、理事、監事の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員、理事、監事はその職務において吹田市外に出張等をしたときは、役員等の実費弁償に関する規則に定めるところにより旅費を支給する。

2. 評議員、理事、監事はその職務において前項以外の必要な経費が生じた場合、会長の決裁により必要額を弁償することができる。ただしその額、目的を会長は評議員会に報告をしなければならない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平茂28年11月15日から施行する。